

## 重 要 事 項 説 明 書

## 1. 基本方針

介護保険法令の趣旨に従って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活障害の実態把握に努め、それに主眼をおいた通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者様の心身機能、活動及び家庭や社会への参加などの維持・向上を図ることを目的としています。

## 2. 事業所の概要

## (1) 従業者の体制及び職務内容

| 職 種       |           | 常勤専従 | 常勤兼務 | 業 務 の 内 容         |
|-----------|-----------|------|------|-------------------|
| 管理者（医師）   |           |      | 1名   | 従業者及び業務の一元的管理     |
| 医師（管理者含む） |           |      | 2名以上 | 療養上における適切な診療及び指導  |
| 理学療法士     |           |      | 1名以上 | 運動・摂食機能の評価、訓練及び指導 |
| 作業療法士     |           |      | 1名以上 |                   |
| 言語聴覚士     |           |      | 1名以上 |                   |
| 看護職員      | 看護師又は准看護師 | 1名以上 | 1名以上 | 看護、健康チェック         |
| 介護職員      | 介護福祉士     | 2名以上 |      | 介護サービスの提供         |
| 管理栄養士     |           |      | 1名以上 | 栄養改善サービス          |
| 調理員       | 調理師等      |      | 4名   | 食事提供に係る調理作業       |

※また、上記従業者の他に、ソーシャルワーカー、事務員等の一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院従業者も通所リハビリテーションに協力しサービスを提供いたします。

## (2) 事業及び送迎の実施地域

- ① 通常の実施地域 郡山市熱海町（熱海、中山、高玉、玉川、安子ヶ島及び高森地区）
- ② 通常の実施地域を越える地域  
郡山市熱海町石筵地区、郡山市喜久田町地区、耶麻郡猪苗代町（川桁地区及び山潟地区）、  
本宮市岩根地区及びその他の近隣地域
- ③ ご家族による送迎又は病院バスのご利用により、当該サービスをサービス提供時間内にご利用される方については地域を限定いたしません。

## (3) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間は、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分です。但し、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及びその他事前に指定した日は休業となります。サービス提供時間は、営業時間内の午前9時30分から午後4時00分です。

## (4) 人員

ご利用定員は20名（但し、介護予防通所リハビリテーション利用者様を含む）です。なお、サービス提供時間内に6時間越の単位をご利用される方に限ります。

## 3. サービス提供に関する相談と苦情について

## (1) サービス提供に関する相談、苦情のお申し出をお受けする窓口と受付担当者を設けています。

ア、受付窓口 太田熱海病院通所リハビリテーション 電話 024(984)0088

イ、相談、苦情の受付方法

電話 024(984)0088 E-mail [atami-tusyo-riha@ohta-hp.or.jp](mailto:atami-tusyo-riha@ohta-hp.or.jp) 面接・面談

ウ、受付担当者 理学療法士 松本紗織

## (2) お申し出頂いた苦情を解決するための責任者を設けています。

苦情解決責任者 太田総合病院福祉統括部部長 横島啓幸

## (3) お申し出頂いた苦情を解決するための話し合いの場に立ち会い、助言を得るための第三者委員会を設けております。

## (第3者委員)

NPO法人郡山のびのび福祉会理事長 安田 洋子

福島県看護連盟しゃくなげ支部長 渡辺レイ子

## (4) サービス提供に関する相談と苦情は、次の機関にも申し立てる事ができます。

|                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 郡山市介護保険課 電話 024(924)3021         | 本宮市高齢福祉課 電話 0243(24)5203  |
| 田村市高齢福祉課 電話 0247(82)1115         | 猪苗代町保健福祉課 電話 0242(62)2115 |
| 福島県保健福祉部介護保険室 電話 024(521)7746    |                           |
| 福島県運営適正化委員会 電話 024(523)2943      |                           |
| 国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 024(523)2702 |                           |

その他各市町村等の介護保険窓口

4. 福祉サービスの第三者評価の実施状況

|        |   |       |   |
|--------|---|-------|---|
| 実施の有無  | 無 | 実施年月日 | — |
| 評価機関名称 | — | 開示状況  | 無 |

5. サービスの内容

利用者様が、その居宅において可能な限り、その有する能力に応じた自立した質の高い日常生活を営むことができ、社会とのつながりある生活が実現するよう、通所リハビリテーション計画に沿って次のサービスを提供いたします。

健康相談と健康チェック、個別訓練及び指導、集団訓練及び指導、日常生活動作訓練、物理・理学療法、健康栄養まごころお食事、温泉利用の入浴、ご家族への介護指導、その他必要な介護

※個別訓練は、専任医師がケアプランの目標及び利用者様のご希望から必要と判断した場合に、理学療法、作業療法又は言語療法を、事業所内及び訓練室等において1日につき1回ご提供いたします。

6. 利用料金

介護保険における通所リハビリテーションサービスを利用する場合は、当該サービス費の利用料は、厚生労働大臣の定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基本料金、加算料金等のサービスに要した費用の額のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合の額が自己負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービスについては全額自己負担となります。なお、消費税課税対象となるものについては、料金欄に「税込」と付しております。

料金のお支払いは、原則口座自動引落となります。毎月10日以降に、引落額の通知と入金が確認された分の領収書をご自宅に郵送いたします。引落は、毎月17日です。17日が土日祝日の場合は、翌銀行営業日となります。

(1) 基本料金及び加算料金（1割負担の場合）

|                                              | 要介護状態区分 |       |       |                      |           |
|----------------------------------------------|---------|-------|-------|----------------------|-----------|
|                                              | 要介護 1   | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4                | 要介護 5     |
| 通所リハビリテーション費（1日につき）<br>所要時間 6 時間以上 7 時間未満 ※1 | ¥715    | ¥850  | ¥981  | ¥1137                | ¥1290     |
| 入浴介助加算（1日につき）                                |         |       |       | ¥40                  |           |
| リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（1月につき）                  |         |       |       | ¥593(6月内)            | ¥273(6月超) |
| リハビリテーションマネジメント加算(医師説明)（1月につき）               |         |       |       | ¥270                 | ¥270      |
| 科学的介護推進体制加算（1月につき）                           |         |       |       | ¥40                  |           |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算（1月につき）                   |         |       |       | ¥1250（6月内）           |           |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算（1日につき）                   |         |       |       | ¥110                 |           |
| 退院（所）日又は認定日から起算して3月以内                        |         |       |       |                      |           |
| リハビリテーション提供体制加算（1日につき）                       |         |       |       | ¥24                  |           |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき）※2                     |         |       |       | ¥22                  |           |
| 栄養アセスメント加算（1月につき）                            |         |       |       | ¥50                  |           |
| 退院時共同指導加算（1回につき）                             |         |       |       | ¥600                 |           |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）                        |         |       |       | (基本サービス費+全ての加算)×8.6% |           |

※1. 利用者様に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき¥47を所定の料金より減額いたします。

※2. 介護福祉士の基準数配置及び勤続年数

(2) その他の利用料（介護保険給付対象外のもの）

|                                 |                                                                                          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食費（食材料費＋調理費）                    | ¥770（税込）                                                                                 |
| 教養娯楽費（レクリエーション、行事に係るもの）         | 実費相当額                                                                                    |
| 選定利用による通常の事業の実施地域を越える地域の利用者様送迎費 | （通常の実施地域との境界を起点として）<br>5km以上10km未満 ¥715(税込)<br>10km以上15km未満 ¥990(税込)<br>15km以上 ¥1210(税込) |
| その他                             | サービスに付随して提供されることが予定される日常生活に要する費用（事前に徴収を申し入れたものに限る）<br>実費相当額                              |

(3) キャンセル料

サービスご利用のキャンセルは、ご利用日の前日午後5時まで（ただし、前日が日曜日・祝日の場合は、直近の土曜日午後0時30まで、または直近の平日午後5時まで）に当事業所へご連絡ください。上記以外の時間（例：ご利用当日の午前8時など）によるご連絡、またはご連絡が無い場合は、昼食の提供を受

けている利用者様に限り食費相当分¥770（税込）のキャンセル料をご請求いたします。

(4) 連帯保証人について

契約書第7条（連帯保証人）に定めになります。

7. サービスのご利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用開始にあたって、事前に健康診断等を受けていただく場合がございます。
- (2) 送迎車がお自宅の近隣まで向かった際には、到着予定時刻を電話でお伝えしますので、戸口付近でお待ちください。
- (3) ご家族による送迎の場合またはご利用予定時間に遅れる場合には当事業所へご連絡ください。
- (4) 風邪等に罹患した場合には、この期間のサービスの利用をお控えください。
- (5) 利用者様の健康状態によっては、サービスの内容の変更または中止となる場合がございます。
- (6) サービス提供中に体調不良となった場合は、サービスを中止する場合があります。
- (7) サービスを中止した場合、同月内であればご希望日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約がある営業日への振替はできません。
- (8) 介護保険の給付対象とされている場合でも、保険料の滞納等により保険給付費が直接事業者を支払われない場合があります。その場合には、一旦ひと月あたりの費用の総額をお支払いいただきます。領収後、サービス提供証明書を発行いたしますので、住民登録されている市町村の担当窓口において諸手続きを行い差額の払い戻しを受けてください。
- (9) 原則として、飲食物（特に生もの）の持ち込みは、衛生上禁止させていただきます。
- (10) 事業者が行うサービス提供上必要な生活障害の実態調査にご協力お願いいたします。
- (11) サービス提供時間内の太田熱海病院外来受診はご遠慮願います。（ただし、緊急やむを得ない場合を除く）
- (12) 健康上又はその他の理由によりお休みになられる場合は、お早めにご連絡ください（病院への入院又は介護施設への入所（短期入所を含む））。
- (13) 介護保険証等を確認させていただきます。
- (14) 当事業所の都合で下記理由によりサービスを終了させていただく場合もあります。
  - ① 人員不足等で利用申込に応じきれない場合
  - ② 利用申込者の居住地が当事業所の通常の事業の実施地域外にある場合
  - ③ 利用申込者に対し適切な介護サービスを提供することが困難な場合
- (15) 多額の現金、貴重品、危険物のお持ち込みは固くお断りします。
- (16) 利用者による「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止します。

8. ご利用当日にご持参いただくもの

健康手帳・入浴される場合の着替え、バスタオル、タオル、定時薬を服用されている方の薬  
※その他、必要な場合には事前にご連絡いたします。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っております。

利用者様に対し、サービス提供による事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行うとともに、医師、ご家族及び管轄する市町村に対して連絡を行う等の適切な対応に努め、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録を行います。また、事故に至る危険性がある事態が生じた場合は、その事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底いたします。

10. 安全管理体制等の確保

利用者様の病態等の急変により、担当医師が自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求め、必要があれば入院加療を行う等適切な対応に努めます。

11. 賠償責任

サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命、身体、又は財産に損害を及ぼした場合は、誠意をもって対応しその損害を賠償します。

12. 衛生管理について

当事業所において、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 感染症等の予防及びまん延防止のために、従業者に対して併設医療機関の感染対策指針、感染予防対策、感染拡大防止策の周知をはかり、研修及び訓練に定期的に参加させます。

13. 非常災害対策

- (1) 火災、地震等の非常災害に備えるため、病院が定める具体的な計画に従い、定期的に避難、救出その他に必要な訓練を行います。また、避難経路を明確にするとともに消化設備・用具、その他の非常災害に際して必要な設備・用具を設けております。

(2)防災対応として、非常災害に備え病院職員による自衛消防隊を編成しております。

防災訓練として、利用者様の安全かつ迅速な避難誘導を常に心がけ、災害を想定した避難訓練を定期に実施します。

(3)防火責任者は管理者とし、適切な防火管理に努めます。

#### 1 4．個人情報保護

(1)利用者様又はご家族に係る個人情報については、一般財団法人太田総合病院個人情報保護規程により適切に取り扱います。

(2)従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様又はその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また契約終了後も同様です。

(3)利用者様又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、個人情報を提供いたしません。

#### 1 5．虐待防止のための措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者

(2)虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行います。

(6)事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(7)やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録いたします。

#### 1 6．業務継続計画についての取り組み

(1)事業所内における急激な感染症の広がりや、非常災害（自然災害等）の発生においても、非常時の体制で可能な限り通所サービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定しています。非常時には業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3)業務継続計画は、定期的に見直しを行い更新いたします。

#### 1 7．ハラスメントへの対応

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるように、職場内及び通所リハビリテーションサービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行います。

(1)当事業所は、次の行為を組織として許容しません。

ア．身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為

イ．個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為

ウ．意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為

(2)ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応いたします。

(3)ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 1 8．居宅介護支援事業者等との連携

(1)指定通所リハビリテーションサービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）及び保健・医療サービス提供者との密接な連携に努めます。

(2)「通所リハビリテーション計画」は、利用者が入院してリハビリテーションを受けていた場合は、入院医療機関のリハビリテーション計画を把握したうえで、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）の作成した居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿って作成いたします。

(3)サービス提供を開始するに当たり、「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に対して、速やかに送付します。

#### 1 9．心身の状況の把握

通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に

努めるものとします。

## 20. 記録の整備

- (1) サービス提供に係るサービス実施記録を作成し、契約終了後5年間保管いたします。
- (2) 利用者様は、当該利用者様に関するサービス実施記録を事業者の営業時間内にその事業所にて閲覧でき、また複写物の発行を受けることができます。

## 21. 病院の概要

- (1) 名称及び所在地  
一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院 福島県郡山市熱海町熱海5丁目240番地
- (2) 代表者 病院長 丹治 雅博 電話 024 (984) 0088
- (3) 本部の名称及び所在地  
一般財団法人太田総合病院 福島県郡山市西ノ内二丁目6番18号

### (4) 定款の目的に定めた事業

本法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設及び訪問看護ステーションの経営／救急医療と災害救助の推進に関する事業／母子保健、成人保健、老人保健に関する研究及び事業／結核、その他の伝染病の予防、治療に関する研究及び事業／公衆衛生、精神衛生、労働衛生及び学校保健等に関する事業／農村医療の向上、充実に係る事業／リハビリテーションに関する研究及び事業／介護保険に関する事業（居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業）／地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の設置運営／健康増進に関する事業／医師等の研修及び臨床研修病院に関する事業／医薬学研究の奨励及び助成事業／看護師養成に関する事業／医薬学学生等の育英事業／社会福祉事業に対する助成／一般困窮者に対する医療救済事業／その他本法人の目的達成に必要と認める事業

### (5) 施設、拠点等

病院2ヶ所、介護老人保健施設1ヶ所、短期入所療養介護（介護予防事業含む）1ヶ所、居宅療養管理指導（介護予防事業含む）2ヶ所、訪問リハビリテーション（介護予防事業含む）1ヶ所、通所リハビリテーション（介護予防事業含む）2ヶ所、訪問看護（介護予防事業含む）2ヶ所、居宅介護支援事業所1ヶ所、介護予防支援事業所2ヶ所、地域包括支援センター2ヶ所

## 重要事項説明に関する同意書

太田熱海病院通所リハビリテーションの利用にあたり、利用者様及びご家族に対して本書面に基づき重要事項について説明いたしました。

年 月 日

事業者

〒963-1383 福島県郡山市熱海町五丁目240番地  
太田熱海病院通所リハビリテーション

(説明者)

|              |     |
|--------------|-----|
| 氏 名<br><br>印 | 職 種 |
|--------------|-----|

私及び家族は、本書面により、事業者から太田熱海病院通所リハビリテーションの利用に係る重要事項について説明を受け同意いたしました。

年 月 日

利用者

|             |
|-------------|
| 住 所         |
| 氏名<br><br>印 |

家 族（若しくは代理人）

|                        |
|------------------------|
| 住 所                    |
| 氏名<br><br>印 利用者との続柄（ ） |

地域福祉権利擁護事業における生活支援員又は成年後見制度における補助人、保佐人若しくは成年後見人

|             |
|-------------|
| 住 所         |
| 氏名<br><br>印 |